

上野事務所ニュース

25年6月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

算定基礎届 準備のお願い

算定基礎届とは、各被保険者の社会保険料を今の賃金に見合うものにするための届出です。

被保険者の4、5、6月に支払われた3ヶ月間の賃金を保険者に届出て、9月からの1年間の保険料を決定します(定時決定)。この時、支払基礎日数が17日以上(パートタイマーの場合は15日以上)の月が3ヶ月のうち、少なくとも1ヶ月はないと保険料の変更はありません。

算定基礎届の作成と提出に向けて、4月以降の賃金台帳の整備をお願いします。社会保険手続きの漏れがないかの確認も行ってください。

◆4月以降に昇給や降給があり、3ヶ月の賃金の平均が現在の等級と比べて二等級以上変わる場合は、算定基礎届ではなく、月額変更届を提出します。固定給の変動があった場合はご連絡ください。

固定給の変 動があった 方について

被保険者の賃金が、昇(降)給などの固定的賃金の変動とともに大幅に変わったときは、算定基礎届を待たずに標準報酬月額を見直します。これを随時改定といい、次の3つのすべてに該当するときに行います。

イ.昇給又は降給などにより固定的賃金に変動があった。

ロ.変動月からの3ヶ月間に支給された

報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。

ハ.3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上である

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいます。その変動には次のような場合が考えられます。

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ②給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ③日給や時間給の基礎単価の変更
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった

◆なお、休職により休職給を受けた場合は、固定的賃金の変動に含みません。

【育児休業終了時の月額変更手続】

育児休業復帰後、次の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4ヶ月目の標準報酬月額から改定することができます。

イ.従前と改定後の標準報酬月額との間に1等級以上の差が生じること

ロ.育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月のうち、少なくとも1ヶ月における支払基礎日数が17日以上であること

キャリアアップ 助成金のご 案内

均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年3月31日

をもって廃止となりましたが、新たに有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するための助成制度が創設されました。

助成額は、それぞれの場合で異なります。具体的な内容については上野事務所までご連絡ください。

各助成コースの概要	正規雇用等 転換	正規雇用等に転換または直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成
	人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(OFF-JT)または ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3~6ヶ月の職業訓練)を行った場合に助成
	処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを決定し、3%以上増額させた場合に助成
	健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成
	短時間正社員	短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成
	パート労働 時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成

【非正規雇用労働者への訓練について】


・35歳未満の非正規雇用労働者に正社員転換を目指した訓練を実施する予定がある場合

⇒「若者チャレンジ奨励金」をご検討ください。

・35歳以上の非正規雇用労働者に訓練を実施する場合

⇒「キャリアアップ助成金(人材育成コース)」をご検討ください。

Q&Aなぜなにどうして?

Q ; 海外の医療費は高いと聞きました。
 た。もしも旅行や海外出張中にケガや病気(私傷病)になってしまった場合、健康保険は使えるのでしょうか?

A ;

健康保険は、医療の現物給付が原則ですが、保険医でない医療機関にかかったときは、患者が一時立替払いをします。実際に医療機関に支払いをした日の翌日から数えて2年以内に、保険者(全国健康保険協会や健康保険組合)に請求すれば保険者が認められた額が療養費として戻ってきます。

海外で医療機関にかかった場合も同様です。保険証がそのまま使えるわけではないので、その場で一時立替払いをし、帰国後に保険者へ請求をします。

具体的には、「〇月〇日に××という治療をした」ことがかかっている診断書と領収明細書を現地の医療機関で受け取り、翻訳者の住所・氏名・連絡先を明記した翻訳文を添えて、海外療養費支給申請書に添付し請求をします。健康保険法の規定に基づき、国内における保険診療の相当額から一部負担金(療養に要した費用の自己負担分)を差し引いたものが、医療費として償還されます。

旅行や出張先で何も無いのが一番ですが、もし海外で医療機関にかかった場合は、①診断書と②領収明細書を必ず受け取るようにしてください。

アメリカについては、規定の明細書がありますので、お持ちになった方がスムーズに請求し易いようです。

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。
宜しくお願い致します。